

(案)

第 1 章 総論

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までを計画期間とする第三次川越市教育振興基本計画（以下「第三次計画」という。）を策定し、「生きる力を育み未来を拓く川越市の教育」を基本理念として定め、各施策に取り組んできました。

各施策については、毎年度行う「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」において、教育に関し学識経験を有する外部委員から意見をいただきながら検証し、改善を図りながら進めてきました。

この間、少子高齢社会の到来、急速なグローバル化の進展、超スマート社会（Society5.0）※の実現に向けたデジタル技術の進展など、社会状況は大きく変化し、国内外においても、2030 年に向けて「誰一人取り残さない」社会の実現を目標とした SDGs※の取組が推進されるなど、多様な課題への対応が求められています。

国では、平成 29（2017）年 3 月に学習指導要領を改訂し、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指し、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視するとしています。また、令和 5（2023）年 6 月に「第 4 期教育振興基本計画」を策定し、教育基本法の理念・目的・目標・機会均等の実現を目指すことは先行きが不透明で将来の予測が困難な時代においても変わることのない、立ち返るべき教育の「不易」とあるとともに、社会や時代の変化への対応「流行」も教育の普遍的な使命としています。2040 年以降の社会を見据えた教育政策における基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」※を掲げ、これらの相互循環的な実現に向けた取組が進められるよう教育政策を講じていくとしています。

埼玉県では、令和 6（2024）年 7 月に「第 4 期埼玉県教育振興基本計画」を策定し、「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」を基本理念として掲げ、第 3 期計画までの基本理念を継承しています。社会の変化への対応が差し迫っている今、更に学びを充実させることで、教育の使命を果たしていくこととし、県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様で深い学び（「豊かな学び」）によって、人生や社会の未来を切り拓く力を育む（「未来を拓く」）ことを目指しています。

本市においても、第三次計画を踏まえつつ、教育を取り巻く社会情勢の変化に応じた施策を総合的かつ計画的に推進するため、中長期的な視点にたち、今後 5 年間ににおける本市教育の方向性を示す第四次川越市教育振興基本計画を策定するものです。

※**超スマート社会（Society5.0）**：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもの。

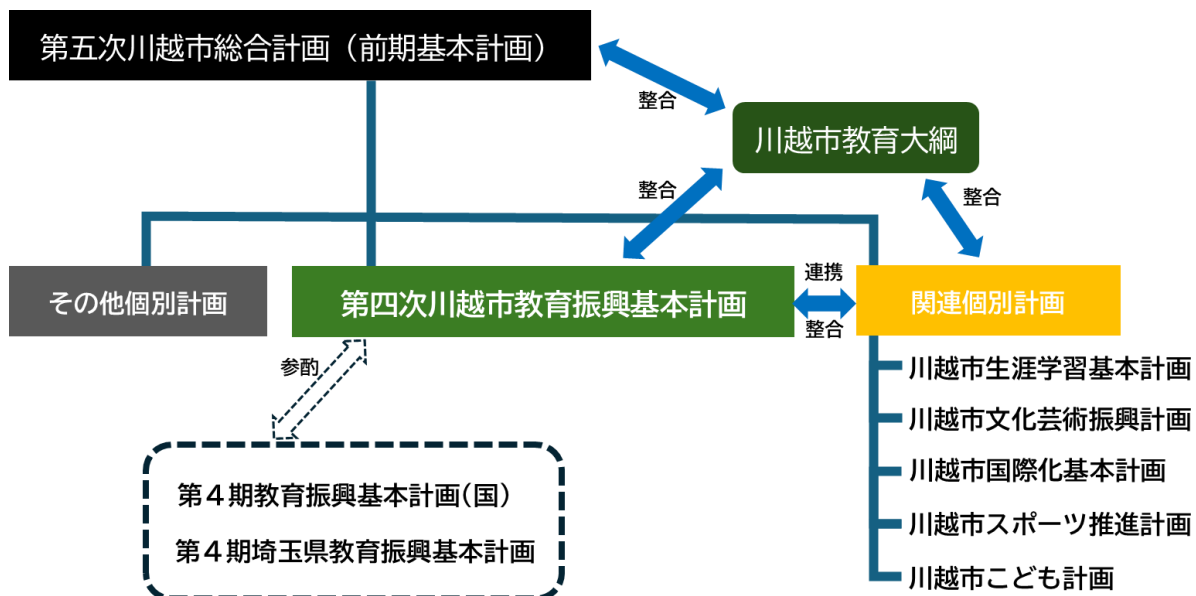
※**ウェルビーイング**：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

※**SDGs**：国連が掲げる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略称。2030 年までに世界が達成を目指す 17 の目標を定めており、貧困、環境、社会など、様々な問題を解決し、誰一人取り残さない社会の実現を目指すもの。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて策定する、本市における教育振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、国・埼玉県教育振興基本計画を参酌するとともに、上位計画である第五次川越市総合計画や、本市の教育に関連する計画との整合を図り策定するものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度の5年間とします。

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
第三次川越市教育振興基本計画					第四次川越市教育振興基本計画				

4 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、計画（Plan）に定めた施策を確実に実行し（Do）、その施策を点検・評価し（Check）、必要に応じて改善を図る（Action）ことが重要です。施策の評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、毎年、外部有識者の知見を活用し行うこととします。

なお、本計画の期間中、社会情勢の変化や法改正等により、目標指標等が状況に合わなくなった場合、必要に応じ変更するものとします。

5 教育を取り巻く社会状況について

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の人口は、平成 20 (2008) 年の 1 億 2,808 万人をピークに減少傾向にあります。本市においては、令和 7 (2025) 年 1 月 1 日現在 35 万 2,805 人で、川越市住民基本台帳における男女別人口、近年の人口動態を基に推計した結果、本市の人口は、今後、一貫して減少傾向で推移するものと見込まれます。

また、令和 7 (2025) 年 1 月 1 日現在、年少人口 (0～14 歳) が 3 万 9,989 人 (構成比 11.3%)、生産年齢人口 (15～64 歳) が 21 万 7,138 人 (61.5%)、老年人口のうち、65～74 歳が 3 万 9,011 人 (11.1%)、老年人口のうち 75 歳以上が 5 万 6,667 人 (16.1%) となっています。

平成 12 (2000) 年の年齢階層別人口をそれぞれ 100 とすると、令和 7 (2025) 年では、年少人口が 0.85 倍、生産年齢人口が 0.93 倍、老年人口のうち、65～74 歳が 1.57 倍、75 歳以上が 3.87 倍となっています。

令和 12 (2030) 年以降についても、年少人口と生産年齢人口が減少傾向で推移する一方、65 歳以上の高齢者人口は増加傾向で推移する推計となっています。

このような状況にあっては、人口減少・少子高齢化が及ぼす様々な影響を十分に踏まえた取組が求められます。

(2) グローバル化の進展

現在、人口減少・少子高齢化による人手不足の影響により、国は特定技能外国人の受け入れ枠を増加させるなど、積極的に外国人労働者を受け入れています。また、訪日外国人旅行者についても、令和 6 (2024) 年には 3,686 万 9,900 人となり、過去最高であった新型コロナウイルス感染症流行前の 2019 年を上回る水準となるなど、グローバル化がより一層進展しています。

本市においても、外国籍市民人口は令和元年度末の 8,867 人から、令和 6 年度末時点では 11,491 人となり、市の人口に占める割合は 3.26% となっています。

市民が身近なところで様々な国の人々と交流する機会は確実に増加しています。多文化共生※社会に対応できる知識・技能やコミュニケーション力などを備え、世界的な競争と共生が進む現代社会を生き抜くグローバル人材※の育成に向けた取組が求められています。

※**多文化共生**：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

※**グローバル人材**：世界的な競争と共生が進む現代社会において、日本人としてのアイデンティティを持ちながら、広い視野に立って培われる教養と専門性、異なる言語、文化、価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性、新しい価値を創造する能力、次世代までも視野に入れた社会貢献の意識などを持った人間。（「産学官によるグローバル人材育成戦略」より）

（３）経済・雇用情勢の変化

日本経済は、現状、為替が円安基調で推移しており、また、物価上昇が賃金上昇を上回る中で、国内消費は力強さを欠いています。国際的な要因としては、米中貿易紛争やロシアのウクライナ侵攻による世界経済への影響など、海外情勢による下振れリスク等が残っています。

一方、日本における雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に指定されて以降、有効求人倍率や失業率などの各指標は緩やかな改善傾向にあり、特に女性や高齢者の労働市場への進出が進んでいます。

こうした状況の中で、経済的格差によるこどもの貧困の問題が指摘されています。厚生労働省が令和５（２０２３）年に公表した国民生活基礎調査によると、貧困状態にある１８歳未満のこどもの割合（こどもの貧困率）は、令和３（２０２１）年の数値で１１.５％となり、およそ８.７人に一人の割合となっています。また、ひとり親家庭では、４４.５％とおよそ半数近くが貧困状態にあるとされており、学習や体験の機会の乏しさから進学や就職で不利益を被り、親の代から貧困が連鎖するといった問題も指摘されています。

こうしたことから、等しく全ての人が、様々な学習や体験の機会を得られるとともに、持てる能力を発揮する機会を得られるような地域社会を構築していくことが、学校教育と生涯学習の場に要請されています。

（４）家庭、地域の状況の変化とつながりの希薄化

家族形態の変容、ライフスタイル・価値観の多様化と、社会状況の変化により、家庭を取り巻く環境が変化してきています。核家族化、共働き世帯の増加、経済事情などにより、子育てに不安を抱く家庭が増加しているほか、高齢化社会の影響により、いわゆる老老介護など、介護に関する課題もみられます。

一方、地域においては、人口減少・少子高齢化等により、コミュニティの維持が困難となり、地域における人々のつながりが希薄化してきています。それに伴い、地域組織や地域行事の担い手が不足しています。

昨今、激甚化・頻発化している自然災害や、新たな手口を使った犯罪の増加などにより、安全・安心の観点から地域のつながりの重要性が改めて指摘されています。また、地域の中で豊かに暮らしていくためには、人と人とのつながりが重要です。

安全・安心で心豊かに暮らせる地域社会を形成するために、一人ひとりが地域の担い手として主体的に関わりを深めていくことにより、家庭と地域のつながりを強めていくことが求められています。

（５）誰一人取り残さない社会的包摂の推進

我が国では、義務教育段階の児童生徒数が減少している一方、特別支援教育※を受ける児童生徒数は令和４年度で 59.9 万人となり、平成 24 年度からの 10 年間で約 2 倍に増加しています。

また、病気などの理由を除いた不登校児童生徒数は、令和５年度で 346,482 人となり、前年度から 15.9%と大きく増加しているほか、いじめ認知件数は、2024 年の調査で、前年から 7.4%増の 732,568 件となり過去最高を記録しています。

また、公立学校において日本語指導が必要な児童生徒数については、令和５年度で 69,123 人となり、平成 26 年度からの 10 年間で 86.3%も増加しています。

そのほか、障害のある人や家庭の事情により経済的に困窮した状態にある方、ヤングケアラー※など、厳しい状況に置かれた人々の存在が浮き彫りになってきています。

私たちは、お互いが協力し合うことで全ての人たちが生き生きと過ごすことのできる社会を目指し、公平・公正で、誰一人取り残さない社会的包摂を推進していく必要があります。

（６）教職員の働き方改革の推進

近年、こどもが抱える課題の複雑化や困難化、地域や保護者との関係性の構築、ICT※の推進など、社会状況や教育環境の変化により、学校現場に求められる役割が多様化しており、教職員を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっています。

令和４年度の文部科学省の調査によると、小学校教諭の 64.5%、中学校教諭の 77.1%が国の指針で定める時間外勤務月 45 時間の上限を超過している状況となっており、依然として過酷な勤務実態となっていることから、時間外勤務時間のより一層の縮減が求められます。また、近年の労働市場全体の傾向と同じように、教員も大量退職の時期を迎えている一方、教員採用選考試験の受験者数の減少により、教師不足と言われる状況に陥っており、このことが教育現場にとって負の連鎖となっています。

教職員がよりよい教育の担い手となることができるようにするためには、休日部活動の段階的な地域展開などにより教職員が行うべき業務を明確化することや、ICT などの活用により業務を効果的・効率的に遂行できるようにするなどの取組が求められています。

.....

※特別支援教育：幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもので、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの。

※ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

※ICT：Information and Communication Technology の略。情報コミュニケーション技術、情報通信技術と訳される。IT（Information Technology：情報技術）と同義。教育場面においては、電子教材を活用した授業の実践やコンピュータによる情報管理などが考えられる。

（７）変化に対応した学校教育の推進

現代社会は日々めまぐるしく状況が変化しており、将来の予測が非常に困難な時代になっています。そのような環境では、予測できない変化に対して主体的に向き合い、自らの可能性を発揮しながら、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていくことが求められ、令和５年４月には、「こども基本法」が制定されました。

全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すためには、学校教育において、目標達成に向けて、個々の児童生徒に応じて異なる方法等で学習を進めたり、個々の児童生徒の興味・関心等に応じて、学習を深めたり、広げたりする学びである「個別最適な学び」と、こども同士や地域の方々など様々な他者と協働しながら必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を一体的に推進していくことが求められています。

また、GIGA スクール構想※により、学習環境も大きな変化を遂げてきました。今後は、児童生徒の端末や通信ネットワークをはじめとするデジタル学習基盤を、日々の授業においてより積極的に活用していくことで、一人ひとりの個性にあった学習を実現していくとともに、新型コロナウイルス感染症の流行を教訓とした学びの保証により、継続的・安定的な学習機会の提供が期待されています。さらには、安全・安心な ICT 活用環境を実現するため、情報モラルや情報セキュリティを含む情報活用能力の育成が求められています。

（８）変化に対応した生涯学習の推進及び文化財の保存と活用

我が国では、医学の進歩や防疫対策の推進、生活環境の整備や栄養状態の改善等により、人々の平均寿命・健康寿命ともに年々伸びています。長い人生を豊かに過ごすためには、生涯を通して学び続け、自己の能力を高めるとともに、それらを地域に還元することで、よりよい社会の形成を目指すことが大切です。

また、公民館、図書館、博物館などに代表される社会教育施設は、生涯学習の拠点としてのみならず、住民主体の地域づくりや、持続可能な共生社会の構築、地域文化の伝承といった幅広い取組の拠点としても活用されることが求められており、その中で様々な人々が交流することでより地域が活性化していくことが期待されます。

川越市が誇る数々の文化財については、文化財保護法の改正により、未指定を含めた文化財を活かしつつ、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進が求められるようになっています。

.....

※GIGA スクール構想： １人１台端末環境による本格的な教育活動の円滑な運用を支え、児童生徒の学びを保障するための運営支援体制のこと。

6 第三次計画の成果と課題について

第三次計画では、「生きる力を育み未来を拓く川越市の教育」を基本理念とし、「志を高くもち、自ら学び考え、行動する子どもの育成」、「安全・安心で学びを保障する教育環境の整備」、「郷土に誇りをもち、生きがいや思いやりに満ちた、誰もが活躍できる社会の実現」の3つの目標を掲げ、それらに沿った9つの施策を推進してきました。それぞれの成果と課題の概要は次のとおりです。

*新型コロナウイルス感染症の影響

コロナ禍での事業等の実施においては、感染拡大防止対策を行ったうえで実施した事業もありましたが、学校においては学級閉鎖や学年閉鎖もあり、やむを得ず延期や中止とした事業等もありました。令和5年度に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことで、延期や中止とした事業等を再開することが出来るようになりました。

施策1 確かな学力の育成

本市では、確かな学力の育成に向け、「川越市小・中学生学力向上プラン※」で示す授業スタンダードの定着による授業改善、小・中学校英語教育の充実、ICT活用の推進などに取り組んできました。

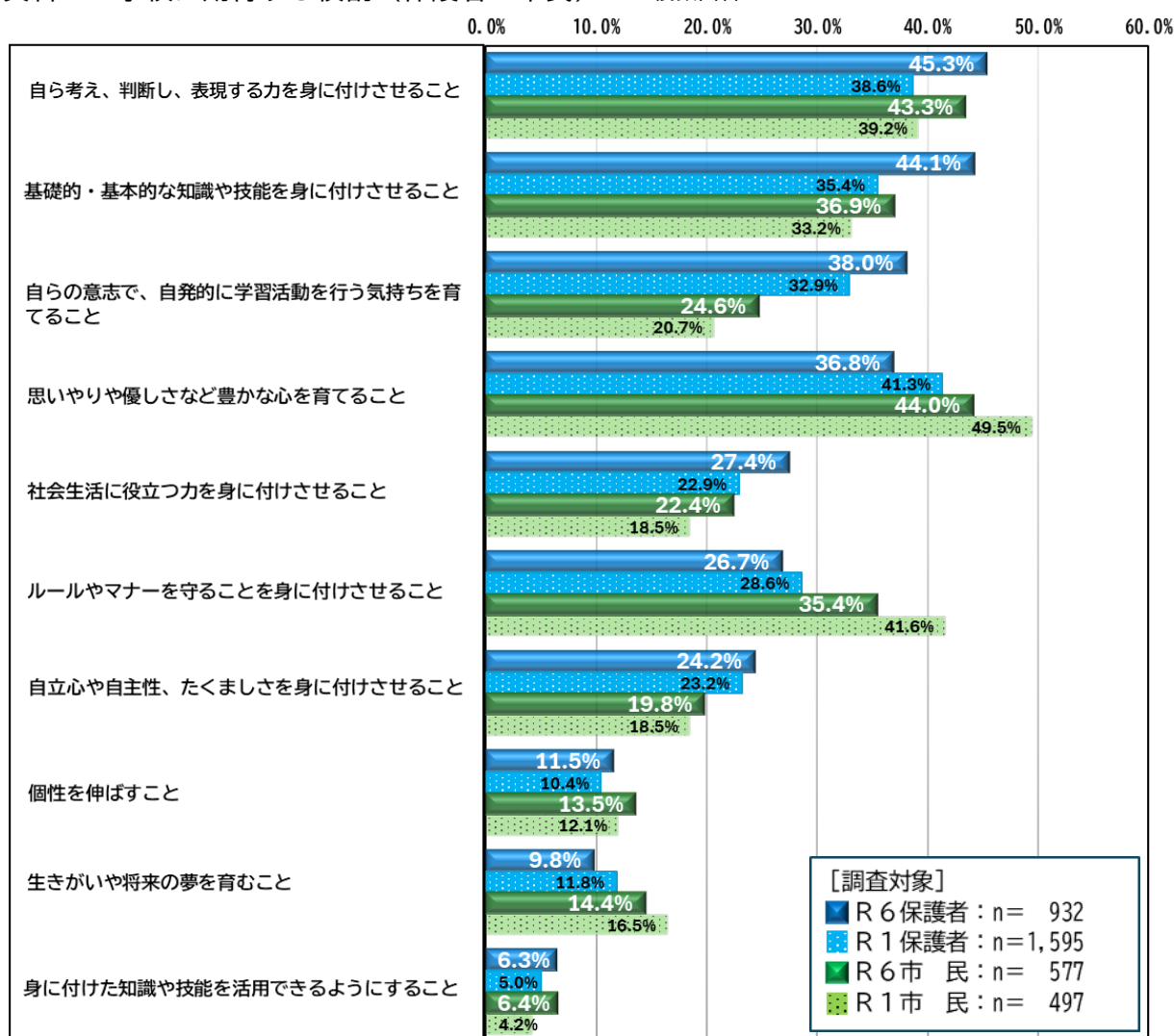
「川越市小・中学生学力向上プラン」で示す授業スタンダードの定着を進め授業改善を図った結果、全国学力・学習状況調査※質問紙調査において、「国語、算数・数学の授業は分かると回答した児童生徒の割合」は令和6（2024）年度には83.0%と高い水準を保っております。今後は各学校や各教員の経験年数等の実態に応じて、授業改善を進めていくことが課題です。

英語教育における英語指導助手の小学校・中学校への配置は、令和3年度以降、31名を配置し、小・中学校への合計訪問日数は年間4,000日を超え、教員との共同授業において英語指導助手を積極的に活用した学校の割合は増加しています。また、中学卒業段階でCEFR※のA1レベル相当以上を達成した生徒の割合は年々向上しています。

ICT活用の推進については、ICTを日常的・効果的に活用した学習活動を実現するために、高速大容量の通信ネットワークや情報端末の保守整備、教職員や児童生徒のアカウント管理等、ICT環境整備を行ってきました。今後、各市立小・中学校に整備されたICT環境は、順次更新時期を迎えるため、技術革新や国・県の方針に鑑み、ICTを日常的・効果的に活用した学習活動の実現に向けた整備を進めていくことが課題です。

令和6（2024）年度に実施したアンケート調査※では、保護者、市民が学校に期待する役割として、「自ら考え、判断し、表現する力を身に付けさせること」、「基礎的・基本的な知識や技能を身に付けさせること」などが、高い割合となっており、令和元（2019）年度の結果と比較しても期待の割合が増加しています。（9ページ・資料1参照）

■資料１：学校に期待する役割（保護者・市民） ※複数回答



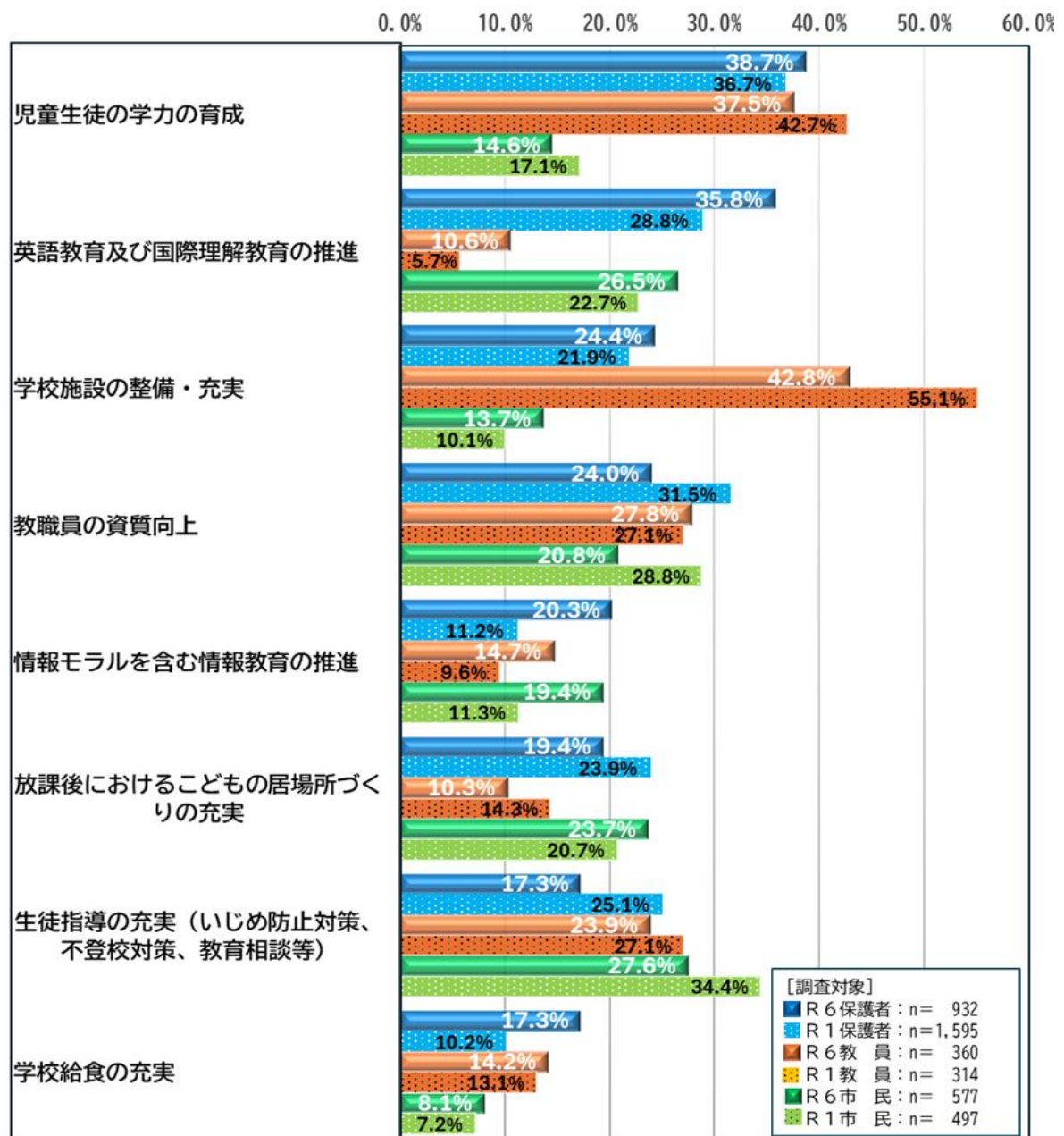
※次期川越市教育振興基本計画に係るアンケート調査結果の報告書(令和7年4月)より上位10項目を抜粋

また、保護者が充実させたほうがよいと思う教育施策について、「児童生徒の学力の育成」の割合が一番高くなっています。(10 ページ・資料 2 参照)

さらに、本市児童生徒の学力については、全国及び埼玉県の学力・学習状況調査※の結果において、平均正答率を比較すると、小学校で国、県の数値を下回っているため、特に小学生の学力向上対策の強化は必須となっている状況です。(11 ページ・資料 3 参照) 全体を通じて、「思考力、判断力、表現力等の育成」が本市の継続した課題となっています。

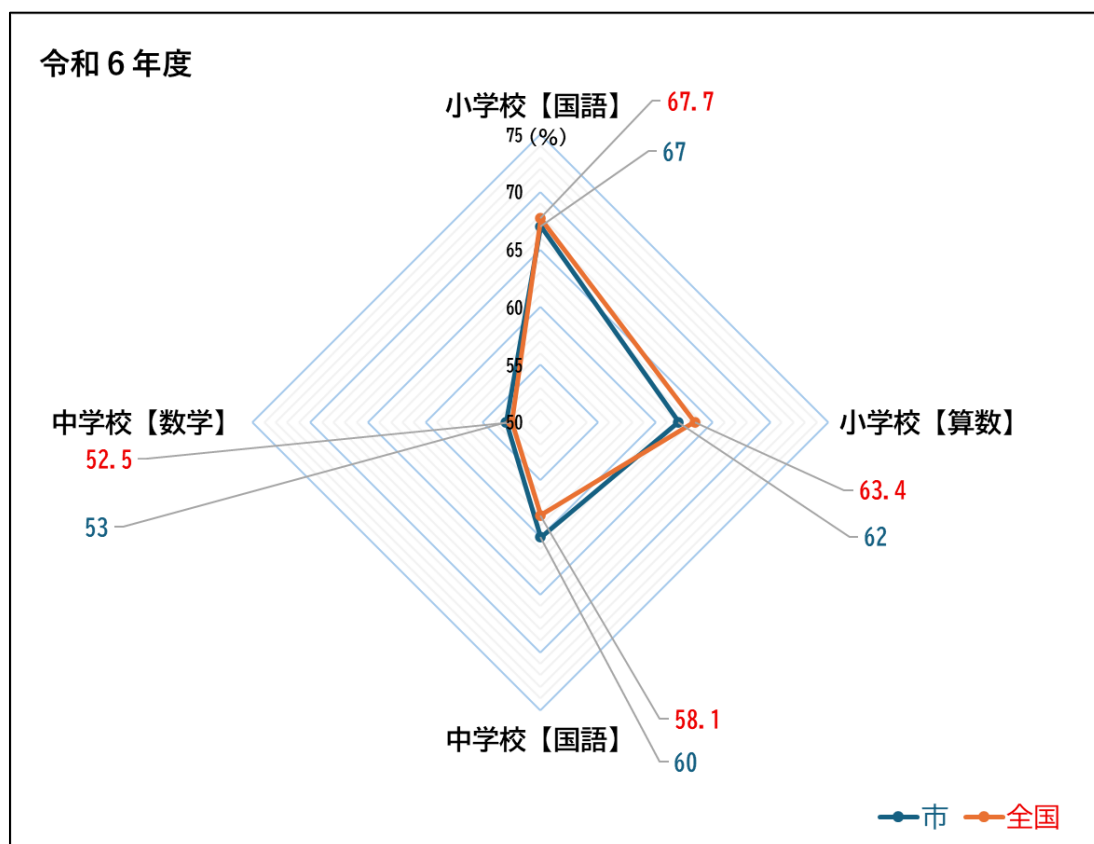
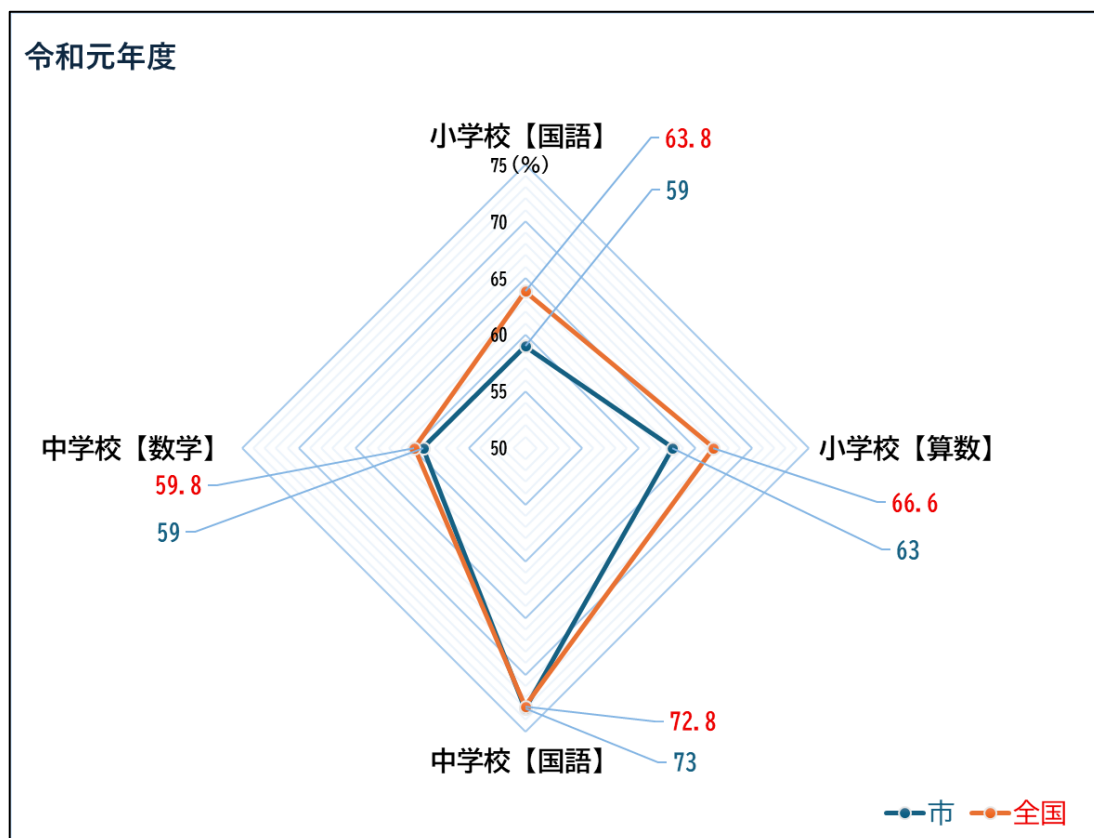
- ※川越市小・中学生学力向上プラン：教育委員会と市立小・中学校が目標を共有し、本市の学校教育のさらなる充実とこどもたち一人ひとりの学力向上を図ることを目指して策定したプラン。
- ※全国学力・学習状況調査：文部科学省が実施する、全国のこどもたちの学力・学習状況を把握するための調査。小学校 6 年生及び中学校 3 年生を対象としている。
- ※CEFR：Common European Framework of Reference for Languages の略。ヨーロッパで作成された外国語学習者の習熟度を示すガイドライン
- ※アンケート調査：第四次川越市教育振興基本計画の策定に向けての基礎資料とするとともに今後の教育施策等の推進に活用することを目的に令和 6（2024）年 9 月～10 月に実施。対象は市立小・中学校、市立高等学校及び市立特別支援学校の児童生徒の保護者 1,790 名、市立小・中学校校長及び教員 431 名、20 歳以上の市民 2,000 名、市立小・中学校、市立高等学校及び市立特別支援学校の児童生徒 1,790 名。
- ※埼玉県学力・学習状況調査：埼玉県のこどもたちの学力や学習状況を把握するための調査で、こどもたちの「学力の伸び」や学力の経年変化を把握することができる。小学校 4 年生から中学校 3 年生を対象としている。（平成 27(2015)年度より開始。）

■資料２：充実させた方がよいと思う教育施策（保護者・教員・市民） ※複数回答



※次期川越市教育振興基本計画に係るアンケート調査結果の報告書(令和7年4月)より上位8項目を抜粋

■資料 3 全国学力・学習状況調査 教科別正答率



施策2 豊かな心と健やかな体の育成

本市では、豊かな心と健やかな体の育成に向け、道徳教育の充実、読書活動の充実、いじめ防止対策の推進や教育相談の充実、食育や体力向上の推進などに取り組んできました。

道徳教育においては、道徳教育研修会や学校指導訪問等を通して、「考え、議論する道徳」を実現し、児童生徒の道徳性を養うとともに、道徳的な判断力、心情、実践意欲・態度を育てるために教員の実践的指導力の向上を図ってきました。

いじめ防止対策の推進においては、「川越市いじめ防止等のための基本的な方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見、早期対応するとともに、学校の「学校いじめ対策委員会」※の機能を充実させ、いじめの積極的な認知、組織的な対応の徹底を図りました。また、SNS等を通して発生するいじめの防止対策、学校指導体制や相談体制の整備、いじめ相談窓口の周知に努めてきました。今後も引き続き、学級及び学校全体において、「いじめは人権侵害行為でもあり、絶対に許されない」という雰囲気を醸成していくとともに、児童生徒が、自己肯定感や自己有用感、学級への所属感を高めることができるような学級経営に努めていく必要があります。

体力向上においては、児童生徒体力向上推進委員会を中心として授業研究会を行うとともにトップアスリートふれあい事業※を通じて、運動好きな児童の育成や技能の向上を図ってきました。新体力テストの結果では、県平均を下回るものの、多くの種目で全国平均を上回る傾向にあります。しかし、令和元（2019）年と比較し下回る結果となっています。（13ページ・資料4参照）

教育相談、不登校対策では、さわやか相談員※、スクールカウンセラー※、スクールソーシャルワーカー※、臨床心理士、教職員が連携し、さまざまな課題へ対応を図ってきました。アンケート調査では取組が教員から「効果があった」と高く評価されている一方、保護者の間ではこれらの取組について「知らない」と回答する割合が依然として高くなっています。（14ページ・資料5参照）川越市の教育相談や不登校対策の取組をより多くの保護者に周知し、こどもたちが安心して相談できる環境を整えることが必要です。また、校内学習室が配置されたことは、支援体制の強化に向けた重要な一歩であり、今後運用が効果的に進むような工夫が必要です。※『効果があった』は、「大変効果があった」と「効果があった」の合計。

『効果がない』は、「効果がない」と「全く効果がない」の合計。

また、アンケート調査では、保護者、市民が学校に期待する役割として、「思いやりや優しさなど豊かな心を育てること」「ルールやマナーを守ることを身に付けさせること」が求められています。（9ページ・資料1参照）

学校、家庭、地域を取り巻く環境が変化する中、それぞれが連携・協働し、豊かな心と健やかな体の育成を推進することが求められます。

※学校いじめ対策委員会：いじめ防止対策推進法第22条で定められている組織であり、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うための常設組織。

※トップアスリートふれあい事業：近隣大学のスポーツ分野で活躍する監督・コーチ・学生を小学校に招き、一緒に体を動かすことで、運動の楽しさや喜びを体験し、児童の体力向上の一助とする事業

※さわやか相談員：いじめ・不登校等の児童生徒に対する心の問題を解消するため、中学校22校に1名ずつ配置。児童生徒及び保護者の相談等に応じるとともに、学校・家庭・地域社会との連携を図る。

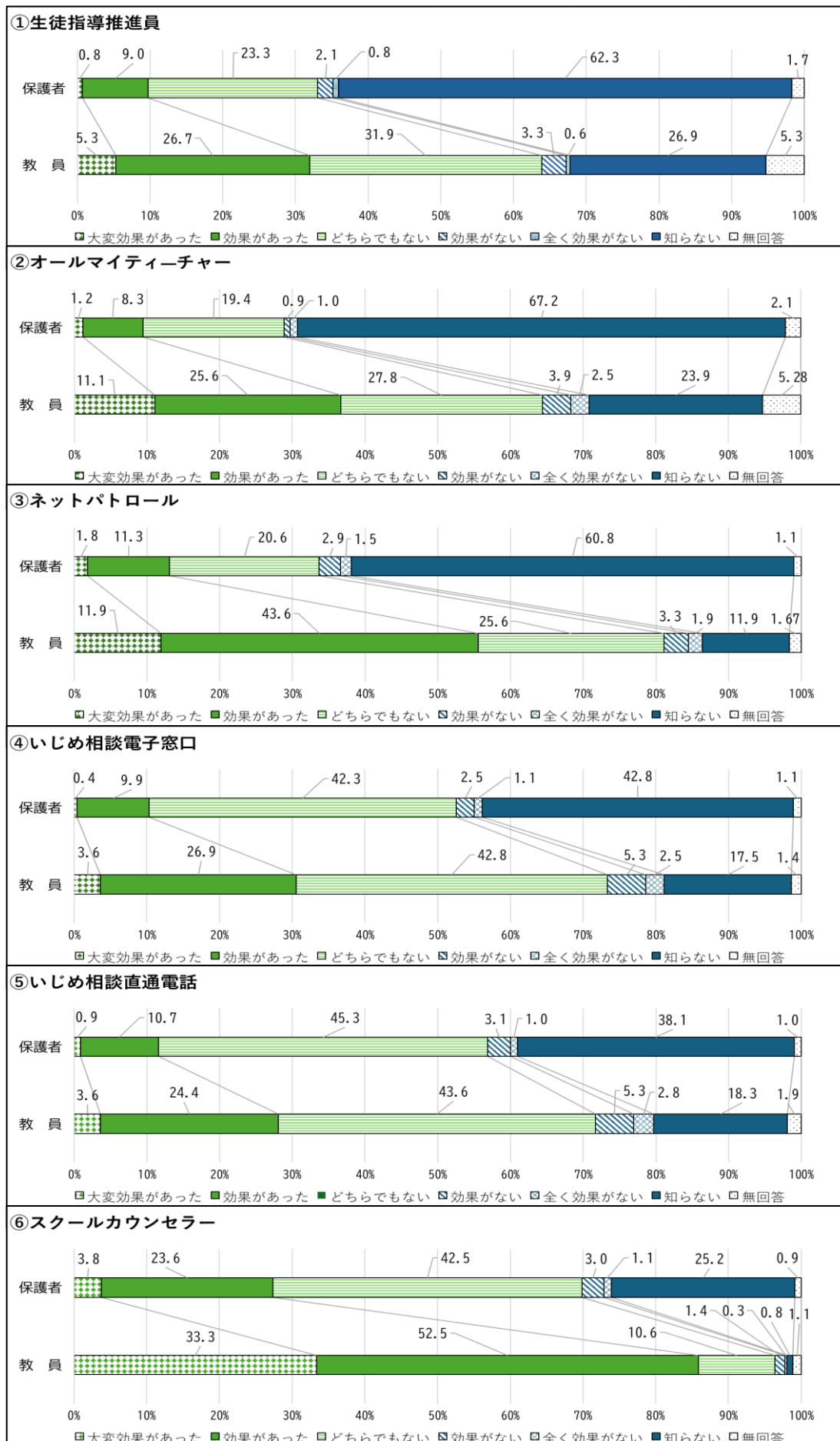
※スクールカウンセラー：児童生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて相談に応じ、助言や援助を行う専門家。中学校に県から配置されている。

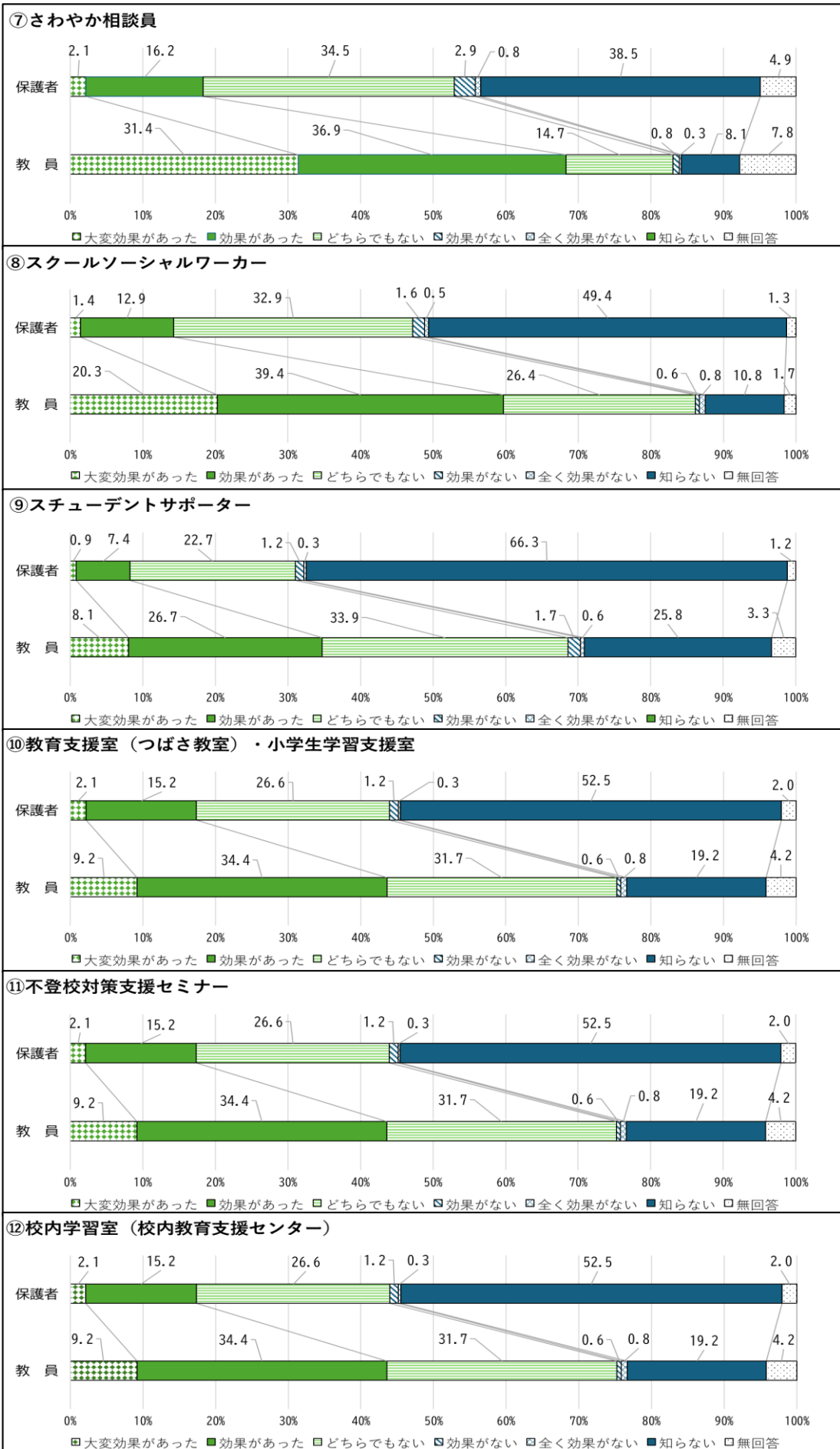
※スクールソーシャルワーカー：課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るために配置している。教育分野と社会福祉分野の知識・経験を有する専門職。

■資料 4 新体力テスト結果

小学校 5 年男子		50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ハンドボー ル投げ(m)	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	シャトル ラン (回)
		平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
R 6	川越市	9.43	150.93	19.38	16.15	20.65	33.83	41.19	49.76
	埼玉県	9.39	153.78	20.06	16.17	21.11	35.49	43.03	51.98
	全国	9.5	150.42	20.75	16.01	19.19	33.79	40.66	46.9
R 元	川越市	9.4	154.24	20.37	16.05	22.08	34.38	43.01	54.88
小学校 5 年女子		50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ハンドボー ル投げ(m)	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	シャトル ラン (回)
		平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
R 6	川越市	9.74	145.29	12.76	15.9	19.74	39.53	39.13	39.45
	埼玉県	9.64	147.65	13.32	16.07	20.31	40.58	41.19	41.87
	全国	9.77	143.13	13.15	15.77	18.16	38.19	38.7	36.59
R 元	川越市	9.6	147.49	13.14	15.98	21.23	39.23	41.37	45.58
中学校 2 年男子		50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ハンドボー ル投げ(m)	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	持久走 (秒)
		平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
R 6	川越市	7.89	194.56	20.36	29.39	27.79	45.04	49.94	400.95
	埼玉県	7.86	200.76	21.36	29.48	28.3	48.16	52.3	397.58
	全国	7.99	197.18	20.57	28.95	25.94	44.47	51.51	410.69
R 元	川越市	7.94	196.48	21.23	29.12	30.02	47.33	52.52	378.05
中学校 2 年女子		50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ハンドボー ル投げ(m)	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	持久走 (秒)
		平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
R 6	川越市	8.75	166.4	12.61	24.31	23.76	47.91	44.88	294.64
	埼玉県	8.74	171.56	13.38	24.03	24.64	50.42	46.61	295.02
	全国	8.96	166.32	12.4	23.18	21.56	46.47	45.65	309.02
R 元	川越市	8.6	176.01	13.52	25.03	27.36	50.72	48.35	275.52

■資料 5 いじめ・不登校対策の取組の効果（保護者・教員）【単一回答】





施策３ 自立する力の育成

本市では、自立する力の育成に向け、地域・関係機関と連携した社会体験活動の充実、環境教育や消費者教育の推進などに取り組んできました。

地域・関係機関と連携した社会体験活動の充実については、川越市中学生社会体験事業※を実施し、地域の事業所等での体験活動を通して勤労観や職業観を養う機会の充実を図ってきました。

全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、「将来の夢や目標はある」と回答した児童生徒の割合が令和６年度は 77.7%であり、進路指導・キャリア教育の推進を図るために、社会体験やキャリア教育講演会等を実施しました。（17 ページ・資料 6 参照）

また、アンケート調査では、児童生徒が学校に望むこととして「職業体験などを通じて将来のことを考えられるような活動をしてほしい」との回答が最も多く（17 ページ・資料 7 参照）、今後は生徒が将来の夢や目標をさらに抱くことができるようにするため、引き続き、社会体験事業やキャリア教育を実施していくことが必要です。

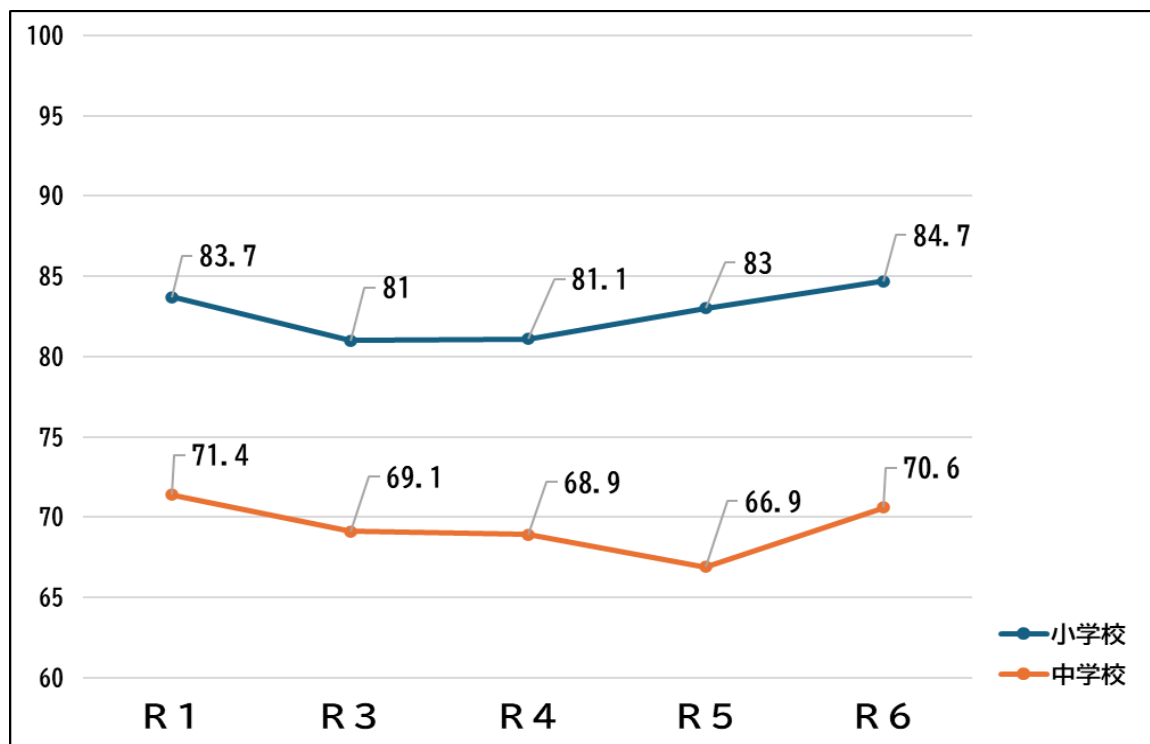
環境教育の推進については、未来の環境の保全・創造を担う児童生徒を育成するため、川越市エコチャレンジ認定制度や発達段階に応じて関係機関や地域と連携した体験活動の充実を図ることで環境教育を推進しました。今後は環境教育の最新情報や体験活動の周知等の工夫をし、環境教育の充実を図ることが必要です。

消費者教育の推進については、学習指導要領に基づいて、主に社会科、家庭科等の教科において、将来、自立した消費者として安心安全な消費生活を営める児童生徒の育成を進めてきました。近年、消費者被害が低年齢化していることから、児童生徒が、自立した消費者として適切な対応を取ることができるよう、発達段階に応じた消費者教育の充実を図ることが必要です。

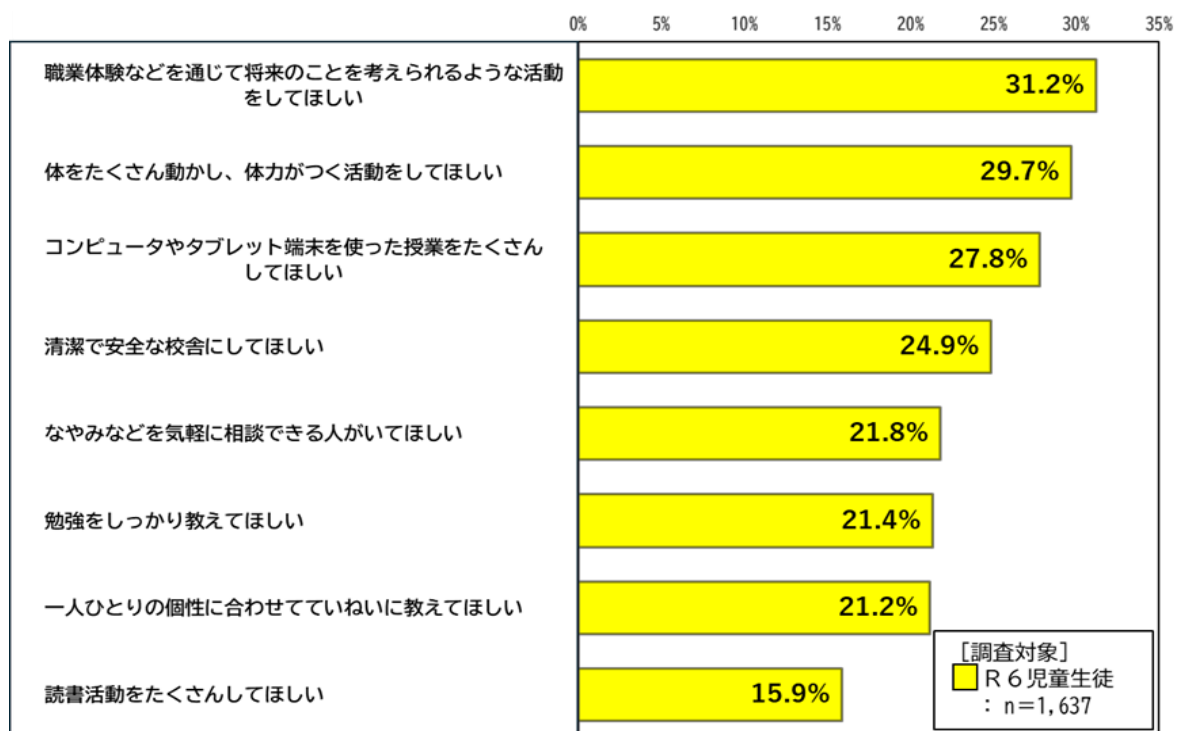
.....

※川越市中学生社会体験事業：中学校 1 年生または 2 年生が連続する 2 日間または 3 日間で事業所等の協力により行う職場体験事業。

■資料 6 全国学力・学習状況調査の質問紙調査 「将来の夢や目標はある」と回答した児童生徒の割合



■資料 7：児童生徒が学校に望むこと ※複数回答



※次期川越市教育振興基本計画に係るアンケート調査結果の報告書(令和7年4月)より上位8項目を抜粋

施策4 多様なニーズに対応した教育の推進

本市では、多様なニーズに対応した教育の推進として、一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実、多様化する学校課題を解決する事業の推進などに取り組んできました。

一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実については、「川越市特別支援教育推進に関する計画」※に基づき、令和7年度までに全市立小・中学校に特別支援学級を設置することで、インクルーシブ教育システム※の構築を推進してきました。また、川越市免許法認定講習（特別支援教育）※を開催し、多くの教職員が専門性を高めることで、特別支援教育に関する児童生徒一人ひとりのニーズに応じた指導・支援ができる環境の整備を進めてきました。今後は、児童生徒一人ひとりがそれぞれの教育的ニーズに応じて学びの場を選択することができるように、校内委員会※を活用するなど各学校の特別支援教育についての理解を深める必要があります。

多様化する学校課題を解決する事業の推進については、こどもたちの心の教育・学力向上・いじめの未然防止等、各学校における様々な課題に応じ、オールマイティーチャー※を配置し、積極的な生徒指導を推進することで課題解決を図ってきました。

アンケート調査では、「学校施設の老朽化や将来的なこどもの減少など、教育環境の変化に対応していくため、川越市はどのようなことに取り組むべきだと思いますか。」という設問に対し、教員、市民ともに「オールマイティーチャー、スクールソーシャルワーカーなど人的配置の充実」という回答が最も多く、個に応じた指導や支援を必要とする児童生徒に対応する人材の確保が求められています。（19ページ・資料8参照）

また、多様なニーズに対応した教育の推進にあたっては、人材の確保に加え、確保した人材を育成していくことも課題となっています。

※川越市特別支援教育推進に関する計画：川越市の現状を踏まえ、令和3年度から令和7年度の5年間を見据えて特別支援教育に係る環境の整備や特別支援教育に対する理解を深めることを目的とした計画。

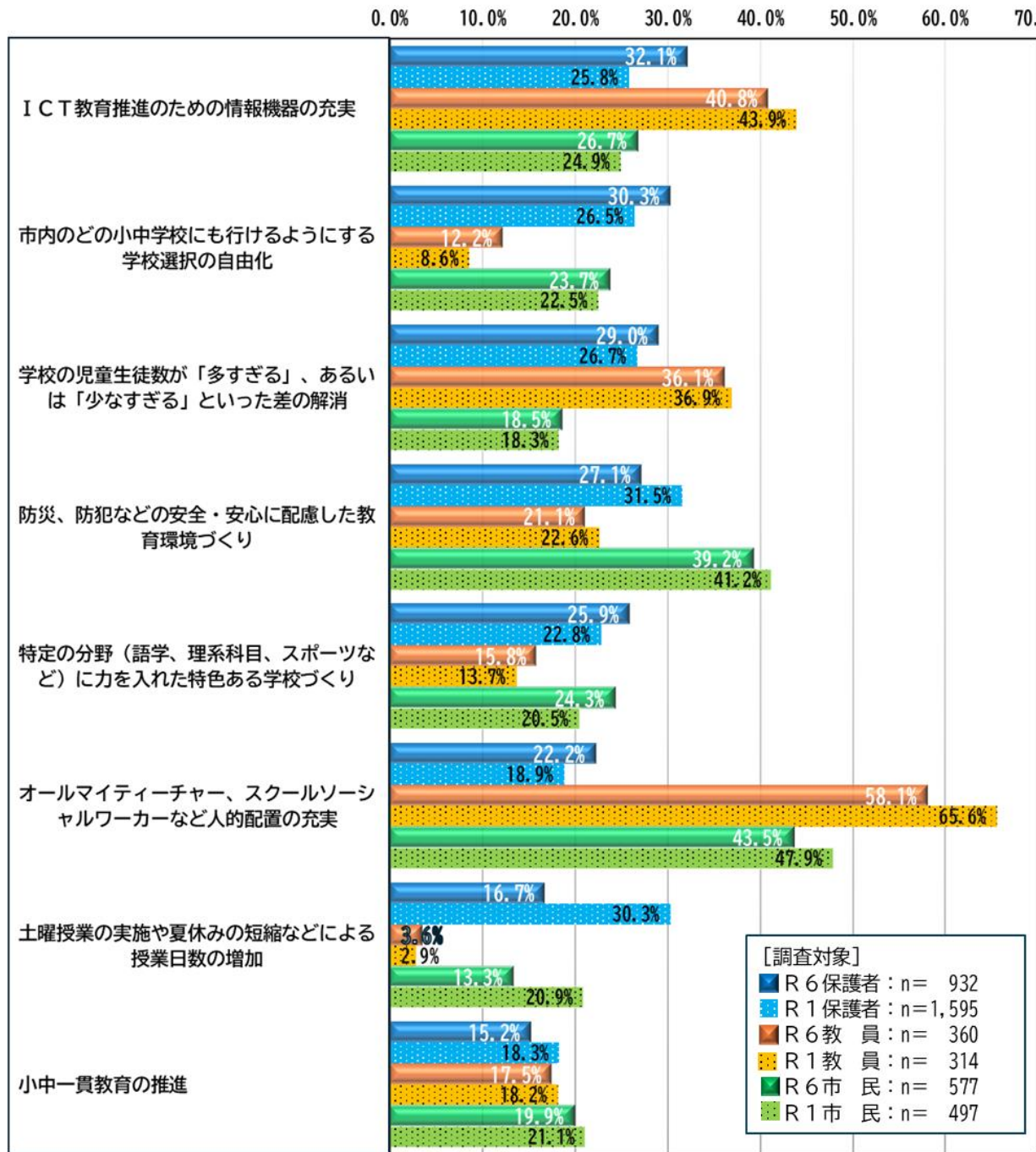
※インクルーシブ教育システム：すべての児童生徒が共に学ぶことを追求するとともに、連続性のある多様な学びの場を整備した教育システムのこと。

※川越市免許法認定講習（特別支援教育）：川越市立学校に勤務している本採用者及び臨時的任用者等を対象とし、特別支援学校教諭の2種免許状取得等のために必要な特別支援学校教諭免許状取得単位の修得機会を提供する講習。

※校内委員会：市で行う就学支援委員会の前段階として、担任や学年主任、管理職、特別支援コーディネーター等で構成された児童生徒の学びの場の検討のための校内組織。

※オールマイティーチャー：積極的な生徒指導を推進し、こどもたちの心の教育やいじめの未然防止、学力向上等、各学校における様々な課題を解決するために配置する市の負担による臨時講師。

■資料 8：教育環境の変化に対応するために取り組むべきこと（保護者・教員・市民）※複数回答



※次期川越市教育振興基本計画に係るアンケート調査結果の報告書(令和 7 年 4 月)より上位 8 項目を抜粋

施策５ 教育の質を高める環境の充実

本市では、教育の質を高める環境の充実に向け、教職員研修の充実、教職員の勤務時間を意識した働き方の推進、魅力ある市立川越高等学校づくりの推進、市立特別支援学校の充実などに取り組んできました。

教職員研修の充実については、「埼玉県校長及び教員としての資質向上に関する指標」※を踏まえ、新たな教師の学びの姿である「学び続ける教師」の育成に資する研修体制を整えました。また、教師と管理職等が対話を行う中で、各自のキャリアステージにおいて、必要な学びを主体的に行っていく「対話に基づく受講奨励」※を推進しました。今後は、川越市が研修として提供する学びの機会だけでなく、教師が主体的に自身の経験や他者から学ぶ機会を持つ等、学びのスタイルの多様性を重視し、教師の個別最適な学び、協働的な学びを実現していくことが必要です。

教職員の勤務時間を意識した働き方の推進については、教職員の働き方について見直す機会となるよう、在校時間記録システムにより把握したデータを定期的に学校へ提供し、管理職を含めた教職員の意識改革を図るとともに、中学校部活動においては、外部指導員を配置し、専門性が必要な部活動において、指導準備の助言等を受けることで、部活動顧問の負担軽減を図りました。

しかしながら、勤務時間を除いた在校等時間数が、月 45 時間または年 360 時間を超えた教職員の割合が、令和 6 年度は 68.5%であり、目標値である 30%を大幅に下回っています。

また、アンケート調査では、教員の 97.8%が自身の職務について「忙しい」と回答しており、職務の多忙感を解消するために「教員を増やすなど、仕事を分担し個々の教員の仕事量を減らす」、「調査や事務関係の書類の提出を少なくする」ことなどが求められており、教職員の働き方改革に資する取組を継続して実施していくことが喫緊の課題となっています。

(21 ページ・資料 9 参照)

市立川越高等学校については、各学科（普通科・情報処理科・国際経済科）35 人の少人数学級編成を維持しています。また、部活動外部指導者を導入し、部活動の充実に努めました。令和 6 年 10 月 1 日時点の県内中学校 3 年生対象進路希望状況調査で、市立川越高等学校普通科を希望する倍率は 3.56 倍（県内 1 位）となりました。今後も引き続き、教科指導、進路指導、生徒指導など質の高い教育を維持していくことが課題です。

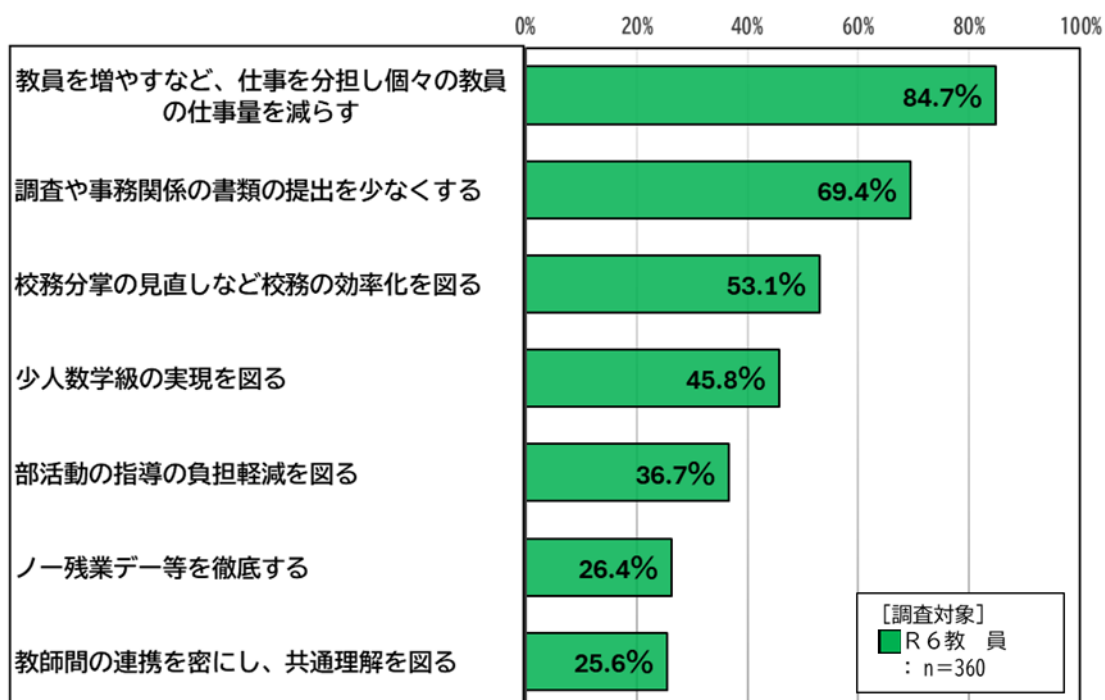
市立特別支援学校については、市立特別支援学校が、保護者に対する相談活動や小・中学校等へのセンター的な役割を担えるよう支援体制の充実に努めてきました。市立小・中学校からの要請に応じて特別支援教育コーディネーター※が学校を訪問し、指導・助言を行うとともに、市立小・中・高等学校に対して、特別支援教育の理解、校内環境の整備と学習・生活上の配慮、教材・教具等の作成、活用等についてアドバイスを行いました。しかしながら、令和 6 年度時点で、各市立小・中・高等学校（小 32 校、中 22 校、高 1 校）が市立特別支援学校のセンター的機能を活用した割合は 61.1%と、センター的機能を活用している学校が限られています。市立特別支援学校からの積極的な情報発信とともに、センター的機能を活用することにより得られる効果等を、各学校に周知していくことが課題です。

※埼玉県校長及び教員としての資質向上に関する指標：教員等が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質を明確化するため、任命権者（埼玉県）が策定する「人材育成指標」のこと。

※対話に基づく受講奨励：教員等が研修履歴の記録を活用し、効果的かつ主体的な資質向上・能力開発を行うため、学校管理職等が研修の奨励を含む適切な指導助言を行うこと。

※特別支援教育コーディネーター：校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者や学級担任の相談窓口になったり、事例の検討や研修会のために地域の関係機関との連携や調整を行ったりする役割を担う。

■資料 9：職務の多忙感解消のために必要なこと（教員）※複数回答



※次期川越市教育振興基本計画に係るアンケート調査結果の報告書(令和7年4月)より上位7項目を抜粋

施策 6 学びを支える教育環境の整備・充実

本市では、学びを支える教育環境の整備・充実に向け、小・中学校施設大規模改造工事の推進、小・中学校空調設備設置の推進、学校給食の充実などに取り組んできました。

小・中学校施設大規模改造工事の推進については、「川越市小中学校施設整備計画」※に基づき外壁や屋上防水の改修により建物の耐久性を高めることを目的とした大規模改造工事と、便器の洋式化や配管改修などにより学校施設環境の改善を目的としたトイレ改修を推進してきました。しかし、コロナ禍により一部の工事を遅らせたことや、体育館空調設備等の整備など、優先順位の高い工事の着手などもあり、大規模改造工事については、当初の計画の目標値を下回る結果となりました。トイレ改修工事については、令和 4 年度に全学校における 1 系統※目のトイレ改修工事が完了し、概ね当初の計画どおり進捗しました。

また、小・中学校空調設備設置の推進については、令和 4 年度から、まずは中学校を優先して特別教室の空調設備設置を進めました。加えて、令和 5 年度から、体育館における空調設備の設置も併せて進め、令和 7 年度末で全学校の設置が完了しました。

アンケート調査では、児童生徒が学校に望むこととして、「清潔で安全な校舎にしてほしい」が高い割合となっている（17 ページ・資料 7 参照）ほか、保護者、教員、市民において充実させたほうが良いと思う教育施策についても、「学校施設の整備充実」の割合が高くなっていることから、安全・安心かつ快適な学習環境を速やかに整えることが望まれています。（23 ページ・資料 10 参照）一方で、施設や設備の整備については、技術者や労働者の人手不足及び物価高騰などの課題があり、計画遅延等の影響が懸念されます。これらの課題を踏まえ、学校施設の整備を計画的に進めていくとともに、川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会※において引き続き、今後の学校の在り方を踏まえた審議を進め、児童生徒にとって望ましい教育環境となるよう検討を進める必要があります。

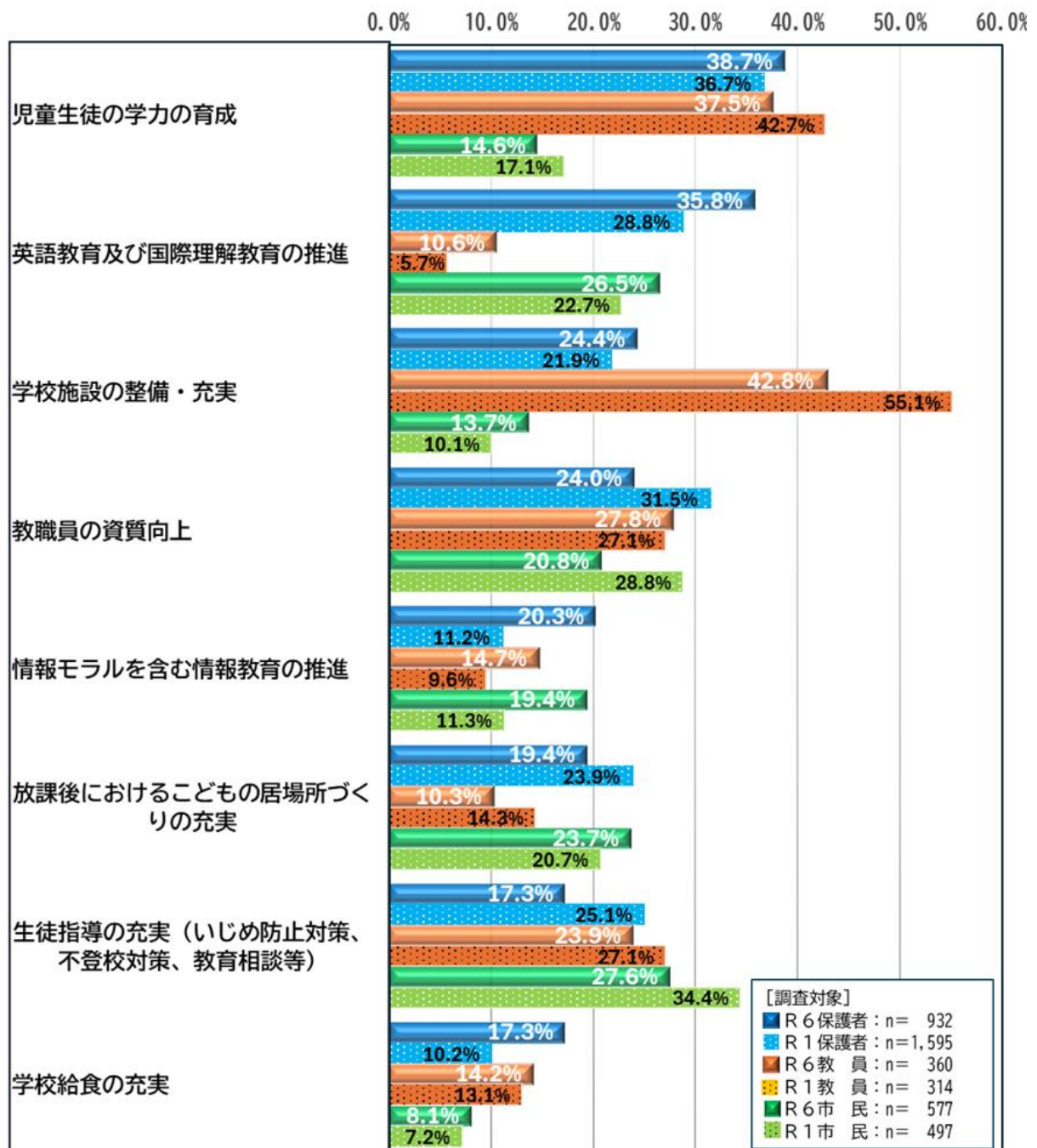
学校給食の充実については、地場産農産物の積極的な使用や食物アレルギー対応食の内容拡充を図ってきました。今後は、物価高騰等に伴い、学校給食食材の高騰が懸念されている中で、給食献立の工夫などを行うとともに、栄養価を踏まえた質と量が確保されたおいしい給食の提供が課題となっています。

※川越市小中学校施設整備計画：小中学校の施設整備の促進を図り、児童・生徒が快適で安全な学校生活を送ることを目的として定めた計画。

※系統：トイレ改修工事において、配管工事を併せて改修する都合上、各校 1 階から最上階まで同じ位置にあるトイレのまとまりを一つとして数えたもの。

※川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会：市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する事項について調査審議する附属機関。

■資料 10：(再掲)充実させたほうが良いと思う教育施策（保護者・教員・市民）※複数回答



※次期川越市教育振興基本計画に係るアンケート調査結果の報告書(令和7年4月)より上位8項目を抜粋

施策7 家庭・地域の教育力の向上

本市では、家庭・地域の教育力向上に向け、家庭教育の支援やコミュニティ・スクール※の導入の推進、学校・家庭・地域の連携推進などに取り組んできました。

家庭教育の支援については、小・中学校PTAで実施している家庭教育学級の企画運営に関する情報提供等を行うことで、家庭教育学級の充実を図り、家庭教育の意義や役割についての保護者の学びを支援し、家庭での教育力の向上を図りました。今後も、時代や社会情勢の変化に応じた、PTA 家庭教育学級への支援方法を検討するとともに、幼稚園・保育園保護者のための家庭教育講座でも市内保育園や幼稚園等に充実した内容の学習機会を提供し、家庭の教育力の向上を図る必要があります。

コミュニティ・スクールの導入の推進については、全市立学校（56校）に学校運営協議会を設置し「地域とともにある学校づくり」を進めることで、学校と地域の協働による学校教育の充実を図りました。今後、より一層外部人材の活用を図り、教育活動を充実させることが求められます。

学校・家庭・地域の連携推進については、学校、家庭、地域及び社会教育施設が連携・協力し、人と人のネットワークの構築を図りながら、地域の特色を生かした体験活動や学校応援団活動など、地域ぐるみで子どもたちを育てる取組の充実を図りました。今後は、社会情勢の変化に伴い、各事業の方向性、活動内容の見直しを図る必要があります。

.....

※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設置している学校のこと。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組み。

施策 8 生涯学習活動の推進

本市では、生涯学習活動の推進として、生涯学習活動の拠点となる公民館、図書館、博物館の充実を図ってきました。

公民館については、令和7年度に霞ヶ関北公民館移転整備を実施、ライフステージにおける課題や現代的課題に対応した講座、講演会、展示会等を実施、公民館を活用したこどもの居場所づくりの提供などを推進してきました。

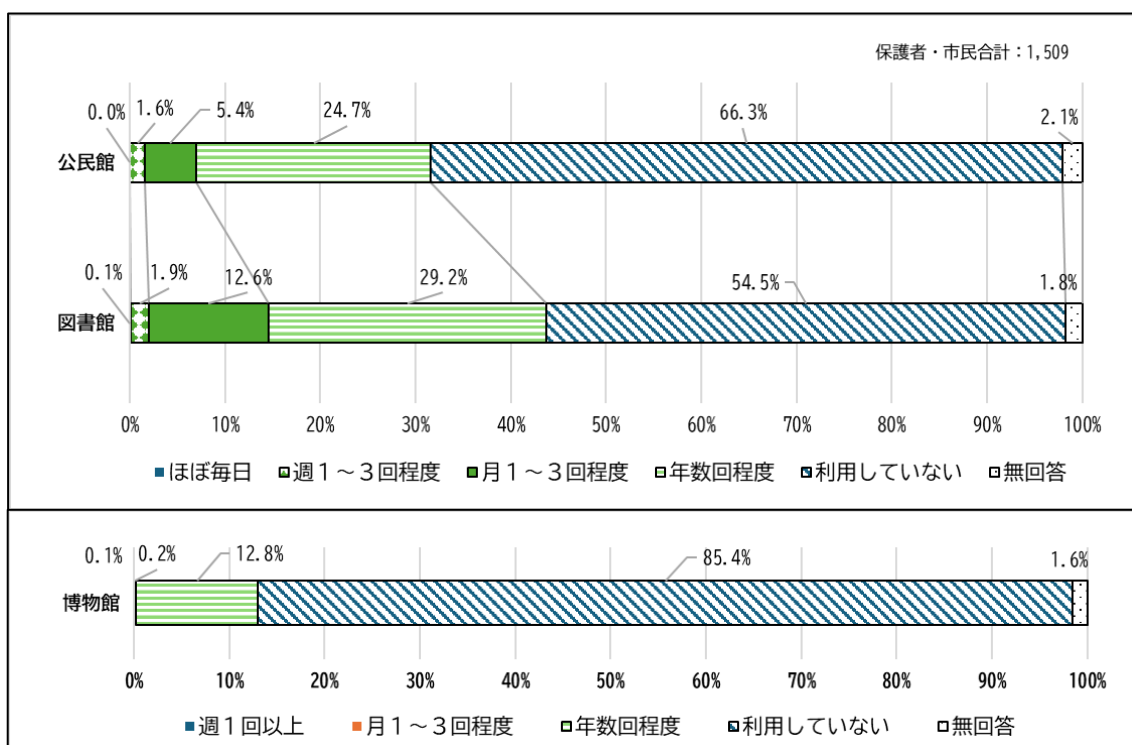
図書館については、市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校図書室等との連携を推進してきました。また、様々な世代の知的欲求に応えられるよう、電子書籍の拡充、デジタルアーカイブの公開、蔵書の充実に努めてきました。

博物館については、常設展示の充実、魅力的・効果的な企画展や講座などの実施により地域の歴史や伝統文化を学ぶ機会の充実に努めるとともに、学校教育と連携した郷土学習などを推進してきました。また、老朽化した施設設備等の改修を行い、市民及び観光客の利用機会の向上を図るとともに、蔵造り資料館の耐震化を進め、文化財の保存と来館者の安全確保に努めてきました。

しかしながら、公民館、図書館、博物館に共通した課題として、アンケート調査において、「1年間にどのくらい利用しましたか」という問いに対し、各施設とも「利用していない」の割合が、保護者、市民とも一番高く、その理由も「利用する必要がなかったから」という回答割合が高い状況です。（26 ページ・資料 11～12 参照）

活力ある地域を創る生涯学習の推進に向けて、今後も地域住民、団体等との連携強化を図るとともに、老朽化が進む施設設備の改修を計画的に進めながら多様化する市民ニーズ及び社会の変化に対応した施設の在り方を検討していくことが求められています。また各施設が実施する事業に興味・関心を持ってもらえるよう、事業内容の充実を図るとともに SNS やホームページを活用した情報発信を検討していく必要があります。

■資料 11 公民館・図書館・博物館の利用頻度（保護者・市民）【単一回答】



■資料 12 公民館・図書館・博物館を利用しなかった理由（保護者・市民）【複数回答】

【公民館】保護者・市民合算

1. 利用する必要がなかった 72.1%
2. 利用したい講座がない 20.2%
3. 家の近くにない 16.2%

【図書館】保護者・市民合算

1. 家の近くにない 41.5%
2. 利用する必要がなかった 39.3%
3. インターネットなどで調べることが可能 27.6%

【博物館】保護者・市民合算

1. 利用する必要がなかった 49.1%
2. 家の近くにない 31.9%
3. 鑑賞したい展示がない 19.3%

施策 9 文化財の保存と活用

本市では、文化財の保存と活用として、無形民俗文化財の保存と後継者の養成、史跡の整備活用の推進などに取り組んできました。

指定文化財については、後継者養成のための活動や使用する用具類の修理などの費用に対し、補助金を交付しました。また、伝統的な製法で作られた用具の修理については技術的な指導・助言を行いました。その他、文化財の記録保存のため、年1件のペースで行事全体の記録保存用映像撮影を行いました。文化財の保持団体の抱える問題として、少子高齢化等の影響もあり、地域の伝統行事や民俗芸能の継承が課題となっています。また、用具・衣装の保存修理などに高額な費用がかかる点も課題となっています。

河越館跡の整備・活用については、令和6年度に外周整備工事を実施するとともに、史跡河越館跡保存活用計画の策定を行いました。また、史跡を周知するべく、一般向けと小学校児童向けに内容を分けた河越館跡の現地説明会を実施しました。今後は整備の方針を定めた「史跡河越館跡第2期整備基本計画（仮称）」の検討を進め、整備内容について庁内での検討を行う必要があります。また、整備の内容が具体化した段階で、近隣住民向けの説明会を開催する必要があります。

山王塚古墳の保護については、未来に伝えるべき貴重な文化財として関係機関と協議を進めた結果、令和5年3月20日に国史跡に指定され、現在は川越市で保存管理を行っています。令和6年度には「川越市山王塚古墳整備検討委員会」を設置し、山王塚古墳を将来にわたって適切に保存し継承しながら活用していくための基本的な方向性を示す「史跡山王塚古墳保存活用計画（仮称）」の検討作業を開始しました。計画策定後は、史跡を適切に保存し、整備していくために公有化が必要であり、買上げのための予算が問題となります。また、市民に対して山王塚古墳の歴史的な価値を周知していくための活動を続ける必要があります。

本市の歴史的景観を伝える「川越市川越伝統的建造物群保存地区※」の保存整備事業については、所有者の修理要望の把握や保存対策調査による現状把握に努め、計画的に実施しています。今後も継続して保存整備事業を充実させる必要があります。

今後、令和5年12月に文化庁から認定された「川越市文化財保存活用地域計画」に基づき、市民や団体等との連携・協働により、未指定も含めた文化財について、地域社会とともにその保存・活用を総合的かつ計画的に実行し、歴史遺産の継承に努めていく必要があります。

※川越市川越伝統的建造物群保存地区：平成11（1999）年4月に、蔵造りをはじめとする町並み及びその周辺約7.8ha（札の辻から仲町交差点までの幸町の全部、元町1丁目、元町2丁目及び仲町の各一部）を川越市川越伝統的建造物群保存地区として都市計画決定を行った。また、同地区は国にとってその価値が高いものとして、同年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。重要伝統的建造物群保存地区とは、伝統的建造物群と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」及び「都市計画法」に基づき、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、わが国にとって、その価値が特に高いものとして国が選定した地区。

Ⅱ 計画の基本方針

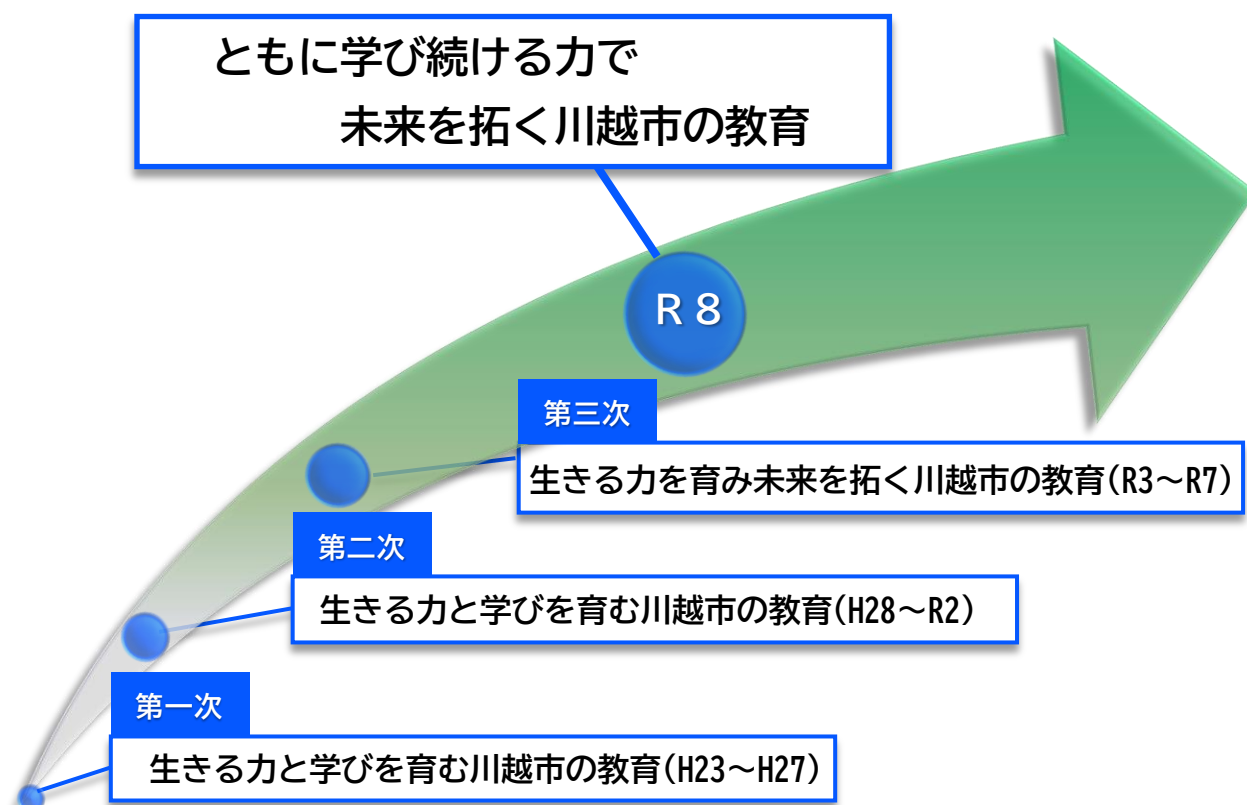
1 基本理念

本市では、令和３年度から令和７年度を計画期間とした第三次計画において、「生きる力を育み未来を拓く川越市の教育」を基本理念として定め、夢や志を持って人生を切り拓き、未来社会の創り手となるために資質・能力を伸ばす教育の充実に取り組んできました。

現在、社会は「超スマート社会（Society5.0）」に向けた技術革新、人口減少や少子高齢化の進行、格差の広がりや世界情勢の緊張など、予測困難で変化の激しい状況が続いています。そのような中、「人生１００年時代」において、一人ひとりが長い人生を豊かで幸せなものとし、持続可能な社会の創り手となっていくためには、社会の変化に対応した、深く質の高い教育の実現が重要となります。

川越市では、第三次計画で育んできた主体的・能動的に未来を拓いていくための「生きる力」に加えて、多様な他者と対話を通して理解し学びあう教育の充実に努めるとともに、市民一人ひとりが様々なステージでの経験を活かしながら生涯にわたって学び続けること、郷土に誇りと愛着を持ち、伝統を守り伝えていくことなどを通じて交流を深め、あらゆる世代が生きがいを感じながら、人生を充実したものにできる社会の実現を目指し、第四次川越市教育振興基本計画の基本理念を「ともに学び続ける力で未来を拓く川越市の教育」と定めます。

【第四次川越市教育振興基本計画における基本理念】



2 3つの目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの目標を掲げます。

1 夢や志を持ち、自ら学び考え、他者と学びあい成長できるこどもの育成

こどもたちが、変化の激しい社会において、自分らしく豊かで幸せに生きるためには、変化を前向きに受け止め、自身に必要な知識や技能を習得し、それらを実践できる主体的・能動的な力を育むことが必要です。

本市では、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」、「何のために学ぶのか」という観点を重視した授業改善を含め、教育委員会と学校が計画的・継続的に取り組むさまざまな施策を通して、こども一人ひとりが志や意欲、自己肯定感を高め、多様な他者を理解・尊重したうえで対話や協働を図りながら、持続的に発展する社会の創り手となり、グローバル化する社会においても自らの人生を切り拓いていける力を育成する教育を推進していきます。

2 より快適で、質の高い学びを保障する教育環境の整備・充実

新しい時代に求められるこどもたちの確かな学力や、豊かな心と健やかな体を育成していくためには、学校教育の質の向上を図ることが不可欠です。

そのため、こどもたちが快適な学校生活を送るための学校施設の整備・充実に取り組むとともに、こどもたちが質の高い教育を受けられるよう、学校教育の担い手となる教職員の資質・能力の向上や、こどもたちの様々な状況に対応できる多様な人材の配置、校務DXを活用した働き方改革の推進など、教育環境の確保に努めます。

3 郷土に誇りと愛着をもち、誰もが生きがいや幸せを感じ、 豊かな人生を送れる社会の実現

本市には先人から受け継いだ多くの歴史的遺産があり、伝統文化が息づいているほか、それぞれの地域の特色を生かした様々な活動が行われています。また、人生100年時代をより豊かに生きるためには、一人一人が生涯にわたって自ら学び、自己の能力を高めるとともに、人々が互いを認め合い、社会に参画していくことが大切です。

社会の変化に対応した学習の機会を提供し、市民の自主的な地域活動や学習活動を支援することにより、生きがいを深めていくとともに、学びの成果を地域づくりに繋げていく活動を通して、郷土に誇りと愛着を持ち、世代を超えて人々が支え合う、共生社会の実現を目指します。

基本理念

ともに学び続ける力で
未来を拓く川越市の教育

目 標

1

夢や志を持ち、自ら学び考え、他者と学びあい成長できるこどもの育成

2

より快適で、質の高い学びを保障する教育環境の整備・充実

3

郷土に誇りと愛着をもち、誰もが生きがいや幸せを感じ、豊かな人生を送れる社会の実現

施 策

1

確かな学力の育成

2

豊かな心と健やかな体の育成

3

学びへの主体性と自立する力の育成

4

多様なニーズに対応した教育の推進

5

教育の質を高める環境の充実

6

学びを支える教育環境の整備・充実

7

家庭・地域の教育力の向上

8

生涯学習活動の推進

9

文化財の保存と活用

**※項目としての必要性、施策の重要度・
優先度を検討した後、作成予定**



※重点的な取組は☆印で示す予定。

5 施策の体系

1 確かな学力の育成

施策の柱

細施策

(1) 学力向上の推進

- ①主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進
- ②各種調査結果の分析・活用
- ③少人数指導の推進
- ④ICT活用の推進
- ⑤家庭学習の充実

(2) 校種間連携の推進

- ①幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の連携
- ②小中一貫教育の推進

(3) グローバル化に対応する教育の推進

- ①英語指導助手の配置事業の充実
- ②小学校・中学校英語教育の充実

(4) 学校教育の情報化の推進

- ①情報活用能力の育成
- ②情報セキュリティ・モラルに関する資質・能力の育成
- ③教育の情報化に関する推進体制の充実
- ④ICT環境の整備
- ⑤ICT活用の推進（再掲）

2 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 豊かな心を育む教育の推進

- ①道徳教育の充実
- ②規律ある態度の育成の推進
- ③伝統や文化に関する教育の充実
- ④読書活動の充実
- ⑤体験活動の充実

(2) 自己を肯定し他者を尊重できる心の育成

- ①いじめ防止対策の推進
- ②不登校対策の推進
- ③教育相談の充実

(3) 健康の保持増進と体力向上の推進

- ①学校保健活動の推進
- ②「いのちの教育」の推進
- ③食育の推進
- ④体力向上の推進

3 学びへの主体性と自立する力の育成

(1) 進路指導・キャリア教育の充実

- ①地域・関係機関と連携した社会体験活動の充実
- ②小学校・中学校・高等学校の系統的なキャリア教育の充実

(2) 主体的に社会の形成に参画する力の育成

- ①主権者教育・消費者教育の推進
- ②環境教育の推進

4 多様なニーズに対応した教育の推進

(1) 特別支援教育の充実

- ①一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実
- ②就学支援の充実
- ③特別支援教育の理解・啓発の推進

(2) 一人ひとりの状況に応じた支援

- ①多様化する学校課題を解決する事業の推進
- ②外国籍児童生徒支援の充実
- ③教育機会均等化のための支援（就学援助）
- ④教育機会均等化のための支援（川越市大学奨学金支給制度）
- ⑤教育機会均等化のための支援（川越市育英資金貸付制度）

5 教育の質を高める環境の充実

(1) 教職員の資質向上

- ①主体的に自身の専門性を伸ばす研修の充実
- ②各キャリアステージに応じた研修の充実
- ③喫緊の教育課題の解決に向けた研修の充実

(2) 教職員の働き方改革の推進

- ①勤務時間を意識した働き方の推進
- ②事務負担軽減への取組
- ③悩みを抱える教職員のための支援体制づくり

(3) 学校部活動の地域連携・地域移行の推進

- ①部活動指導員の配置の拡充
- ②部活動支援員の配置の拡充

(4) 魅力ある市立川越高等学校づくりの推進

- ①市立川越高等学校の活性化・特色化の推進
- ②進路指導力向上のための教職員研修の充実
- ③小学校・中学校・市立川越高等学校連携の推進
- ④市立川越高等学校教育環境の整備・充実

(5) 市立特別支援学校の
充実

- ①市立特別支援学校の整備・充実
- ②市立特別支援学校のセンター的機能の充実

6 学びを支える教育環境の整備・充実

(1) 学校施設の整備
・充実

- ①小・中学校大規模改造工事及びトイレ改修工事の推進
- ②小・中学校重要設備の更新
- ③小・中学校空調設備設置の推進
- ④学校図書館の充実

(2) 小・中学校の適正
規模・適正配置

- ①小・中学校の適正規模・適正配置等の検討

(3) 学校給食の充実

- ①給食内容の充実
- ②学校給食施設の整備

(4) こどもたちの安全・
安心の確保

- ①安全教育の推進
- ②防災教育の推進
- ③学童保育の充実

(5) 教育センターの充実

- ①教育センター施設の整備・充実

7 家庭・地域の教育力の向上

(1) 家庭や地域の教育
力向上

- ①家庭教育の支援
- ②社会教育関係団体への支援
- ③地域の教育活動への支援

(2) 家庭・地域と学校
の連携・協働

- ①コミュニティ・スクールの推進
- ②外部人材の積極的な活用
- ③学校評価の活用
- ④学校・家庭・地域の連携推進
- ⑤放課後子供教室の推進

8 生涯学習活動の推進

(1) 市立公民館の充実

- ①ライフステージにおける課題や現代的課題の学習
- ②生涯学習活動の拠点としての公民館運営
- ③公民館の設置及び既存公民館の整備

(2) 市立図書館の充実

- ①資料の充実
- ②図書館を利用した学習活動の支援
- ③図書館サービスの充実
- ④読書環境の充実

(3) 市立博物館の充実

- ①展示機能の充実
- ②郷土資料の収集・保存
- ③教育普及事業の充実と学校教育との連携強化
- ④博物館・蔵造り資料館の整備

(4) 人権教育の推進

- ①人権教育の充実
- ②人権教育指導者の養成
- ③関係機関・団体等との連携

9 文化財の保存と活用

(1) 文化財の保存と活用

- ①文化財の保存と活用
- ②無形民俗文化財の保存と後継者の育成
- ③重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実
- ④河越館跡の整備・活用
- ⑤山王塚古墳の整備・活用

(2) 地域の歴史や伝統文化の継承

- ①文化財保護意識の啓発
- ②地域の歴史・伝統文化の継承に向けた学びの促進